

令和5年 5月 第15回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和5年 5月 25日 (木)				
開催場所		小川町民会館 (リリックおがわ) 会議室1・2				
開催時刻宣告者		午前・午後 1 時 30 分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 2 時 10 分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子 (会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	(1)	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	(2)	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14会長	山田 富子	出席 欠席
	出席委員	14名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	9名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					岡部 孝一	事務局長
					淺見 健一	次長
					森澤 千紘	主査

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地の改良等に係る届出について

報告第4号 農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について

第15回定期総会次第

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和5年5月第15回総会を開会いたします。
開会時間は午後1時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めております。本日は欠席者はおりません。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗つてから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号1番「中野勝」委員、2番「島田一」委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について関係委員である横田委員の退出を求めます。

(横田委員、退出)

議長

それでは、横田委員の関係案件、申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否をはかる」とのことです。

それでは、申請番号1番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手などのような農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないことをとする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えており要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。

第15回定期総会次第

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

12番福島委員

議席番号12番福島と申します。5月12日9時に農業委員会3名、推進委員2名、計5名にてパトリアに集合し現地調査を行いました。受け人のすべての経営農地を現地調査した結果、経営農地は適正に耕作または管理されており、その地域の農地や農作業への支障はございませんでした。以上ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

7番河村委員

はい。

議長

はい。河村委員。

7番河村委員

7番河村です。贈与となっているんですけど、売買ではなく贈与ですか？受人と渡人は親戚なのですか。

事務局

他人だと思います。

7番河村委員

他人から贈与ということは貰う？

事務局

貰うっていう事です。元々ここは受人が借りている農地で、それを譲り受けるという事です。

議長

最近は、結構贈与という形で農地を譲られる方は、他人でありましても増えているようですね。

とにかく自分が耕作できなくて竹沢地区でも何年か前にあったんですが、やはりやってくれる方に使っていただきたいということで出たことがありました。これからは、そういったことが増えてくるのかなという風には感じております。

他にはいらっしゃいますか。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

第15回定期総会次第

議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。横田委員の着席を命じます。

(横田委員、着席)

議長 つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局です。申請番号2番について説明いたします。

(申請番号2番について読み上げ)

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

4番田中委員 議席番号4番田中が報告します。5月20日、8時30分、農業委員6名、推進委員1名、計7名で八和田公民館に集合し現地調査を行いました。全部で4か所受人の圃場を見ましたが、農地は全て適正かつ効率的に耕作または管理されており、またその周辺の農地や農作業への支障はありません。

以上報告します。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

第15回定期総会次第

つづきまして日程3、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」申請人より農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮ることです。

4条許可は、農地所有者本人が、農地を転用する場合の案件です。また、市街化調整区域内の農地転用については埼玉県知事の許可が必要になります。

それでは申請番号1番について読み上げさせていただきます。

(申請番号1番について読み上げ)

本申請についての工事資金は追認であるため、特にありません。

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

6番横田委員 6番の横田が報告させていただきます。5月21日、9時にパトリアに農地委員3名、推進委員2名、計5名で集合し現地調査を行いました。現地は、申請事由にありますように、既に通路ができていて、だいぶ前から使っているのがわかりました。ここが無いと家に入る道がありませんので仕方ないかなと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

なお、議案第2号は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

第15回定期総会次第

議長 次に、日程4、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。事務局です。報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について「申請人より農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので報告する」との事です。

(申請番号1番について報告)

以上でございます。

議長 ありがとうございました。

次に、日程5、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。事務局です。報告第2号、農地法第5条第1項7号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項7号の規定による届出があったので報告する」との事です。

(申請番号1番について報告)

以上でございます。

議長 ありがとうございました。

次に、日程6、報告第3号「農地の改良等に係る届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。事務局です。報告第3号、農地の改良などに係る届出について「申請人より農地改良に係る届出が提出されたので報告する」との事でございます。

(申請番号1番について報告)

以上でございます。

議長 ありがとうございました。

次に、日程7、報告第4号「農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について」を上程いたします。今月は2件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局 はい。事務局です。報告第4号、農地所有適格法人の事業状況報告に伴う要件の確認について「農地法第6条第1項の規定により提出された農地所有適格法人報告書により農地所有適格証人の確認要件について報告する」とのことです。

農地保有の適格法人の案件につきましては条件を満たす事を確認する案件であり、その内容について審議するものではありませんので報告案件とさせていただきます。農地所有適格法人の要件については「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」の4つになります。本件につきましては、農地法第6条の規定に基づき、法人から報告を受け、農地所有適格法人の4つの要件を満たすか毎年確認をお願いするものでございます。農地所有適格法人は毎年この条件を満たすことを報告する必要がございますが提出時期は決算月により異なります。現在小川町内では5法人の農地所有適格法人があり、今回はその中の2法人の報告になります。

第15回定期総会次第

先ずは「農事組合法人」八和田第一営農の報告になります。では説明しますので議案書をご覧ください。

まず、1点目でございます。「法人形態要件」としましては、「農事組合法人」「株式会社（公開会社でないものに限る）」「合名会社」「合資会社」「合同会社」のいずれかであることとされております。議案書のページ左上、「法人形態」欄をご覧ください。当該法人は、農事組合法人となっておりますので「適」と認められます。

2点目、「事業要件」につきましては、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であることとされており、その判断基準として、直近3カ年の農業と関連事業の合計売上高が、当該3カ年の法人の売上高の過半を占めていることとなります。議案書のページ左下、「売上高」欄をご覧ください。直近の3年間は農業収入のみであり、総売上高の過半が農業及びそれに関連する事業でありますので「適」と認められます。

3点目議決権要件について説明します。誰でも農地所有適格法の構成員にはなれますがその法人の総議決権または総社員の過半が農地提供者、その法人の農業常時従事者、年間原則150日以上従事すること。それから農作業を委託した人、農地中間管理機構、地方公共団体、農協、投資育成事業を行う承認会社であることが条件とされます。議案書ページ右上、構成員欄をご覧ください。構成員たる要件として、農地提供者①から⑦の①から⑥以外の者の所がございます。本件は総数12名の内7名が年間150日以上を農作業を従事する者②の方であり半数を超えるので「適」と認められます。

4点目、役員要件についてでございますが、その法人の維持等の過半は法人の農業に常時従事する構成員であること、また、その法人の理事とまたは法人の農業について権限と責任を許せる使用人の内1人以上の者が法人の農作業に従事することが条件とされております。議案書のページ右下、農業、農作業従事の状況なんですが本件は3名の内2名が⑨になると農業に常時従事し、かつ年間60日以上従事しておりますので「適」と認められます。以上本件は事業要件を満たすものと判断されますのでご報告いたします。

続きまして、武蔵ワイナリー株式会社の報告になります。

先ほどと同様に、農地所有適格法人の事業要件を満たすかの確認をお願致します。

まず、1点目、「法人形態要件」としては、先ほど説明したとおり当該法人は、株式会社（非公開会社）となっておりますので「適」と認められます。

2点目、「事業要件」については、先ほど説明したとおり、直近3カ年の農業と関連事業の合計売上高が、当該3カ年の法人の売上高の過半を占めておりますので「適」と認められます。

3点目、「議決権要件」について説明します。先ほど説明したとおり、その法人の総議決権または総社員の過半が①から⑥に該当することが条件とされています。当該法人の構成員の総数は5名で、①から⑥の該当者は1名ですので、総社員の半数を超ません。しかし、総議決権に関しては、当社の株主総会において、「取締役以外の株主は、その有する株式数にかかわらず、株主総会における議決権を有さない」とされており、取締役である②の方のみが議決権を持っていると定められております。よって、議決権を持つ方の過半が①から⑥に該当しますので「適」と認められます。

4点目、「役員要件」についてですが、先ほど説明したとおり、理事の1名が⑨の農業に常時従事し、かつ農作業に年間60日以上従事しておりますので「適」と認められます。

以上、本件は事業要件を満たすと判断されますのでご報告いたします。

よろしくお願いします。

第15回定期総会次第

議長

ありがとうございました。

次に「その他」について、その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和5年5月第15回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時10分です。